

国土強靱化の着実な推進について（抄）

令和6年7月30日

国土強靱化の推進に関する関係省庁連絡会議

3. 実施中期計画の策定に向けた取組

- 経済財政運営と改革の基本方針2024においては、「引き続き、『防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策』に基づく取組を着実に推進し、近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら、災害に屈しない国土づくりを進める。また、令和6年能登半島地震の経験も踏まえ、施策の実施状況の評価など『国土強靱化実施中期計画』に向けた検討を最大限加速化し、2024年度の早期に取り掛かる」こととされている。
- このため、本方針を踏まえ、実施中期計画の策定作業として、まずは必要な評価作業の内容を整理し、取り掛かる。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための
防災・減災等に資する国土強靱化基本法（抄）

（国土強靱化実施中期計画）

第十一条の二 政府は、国土強靱化基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画（以下「国土強靱化実施中期計画」という。）を定めるものとする。

2 国土強靱化実施中期計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 計画期間内において国土強靱化に関し実施すべき施策の内容及び目標

三 国土強靱化に関し実施すべき施策の進捗状況、財政状況等を踏まえ、前号に掲げる施策のうちその推進が特に必要となる施策の内容及びその事業の規模

四 前三号に掲げるもののほか、国土強靱化実施中期計画の実施に関し必要な事項

3 第十条第三項から第六項までの規定は、国土強靱化実施中期計画について準用する。